

いじめ防止基本方針

本校のめざす子どものすがた



おも
思いやる子

づよ
ねばり強い子

かんが
よく考える子

たいせつ
ちがいを大切にする子

ちいき あい
地域を愛する子



四日市市立笹川小学校

令和6年4月改定版

はじめに

本校では、「生き生き学び、心豊かにたくましく共に生きる子どもを育てる」を学校教育ビジョンに掲げ、「明日も通いたい笹川小学校」「家庭・地域に開かれた笹川小学校」「やりがい・喜びのある笹川小学校」を目指しています。

その実現のために、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「仲間づくり」を行っています。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

さて、本校では、今回「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止」等の推進ならびに「重大事態」等に対処するため、四日市市いじめ防止基本方針に基づき、学校が重点的に取り組んでいることや、今後大切にしていこう取り組みについてまとめました。

また、「いじめが起こった場合のフロー図」や「いじめ防止対策年間計画」も作成し、予防・早期発見の徹底と発生時の対応について具体的に示しました。

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導してまいります。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

学校の教育活動全体を通して、人間としてよりよく生きようとする意欲や態度を身につけさせていきます。子どもたちが学校生活で充実感や存在感が持てるように、本校では、「授業づくり」「仲間づくり」の2つの視点から、子どもたちの健全育成を図っていきます。

(1) 「授業づくり」において

- ① 子どもが夢中になる授業づくりをすすめます。

少人数（習熟度）指導を充実させ、基礎・基本の定着を図るなど、個に応じた支

援を行います。それを土台として、一人ひとりが的確なめあてをもち、互いにかかわりながら意欲的に学べるような授業づくりをすすめます。

(2) 「仲間づくり」において

① 子どもと地域の現実をふまえた人権教育を推進します。

外国につながりをもつ児童が多く在籍する本校だからこそ、互いの言葉や文化、生活スタイルのちがいを知り、それを認め合えるような人権教育を推進します。

② 良好な人間関係がある「仲間づくり」

学級や学校が安心・安全に生活できる場所になるためには、児童が差別やいじめを他人事としてとらえるのではなく、自分自身の問題としてとらえ、差別を許さない雰囲気をつくるのが大切です。日々の授業や行事等において、全ての児童が共に高め合い、活躍し、自尊感情が高められるような場面を多くします。

また、児童会やたてわり班活動など、異年齢集団との交流を大切にし、人とかかわる喜びを味わい、コミュニケーション能力を育むことで、他者を大切にできる心を育みます。

2 いじめ防止啓発

(1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用しています。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。

(3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。

(5) 啓発活動の一環として、いじめ防止強化月間を設けるなど、全校で意識の高揚を図ります。

(6) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」

「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」

「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）

② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）

③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）

④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）

⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）

⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い傾向があります。そのため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階からの確に関わりを持つように努めます。

(1) 日常的な取り組み

- ① 日常的な児童との対話だけでなく、日記、作文等にも目を通して、子どもの変化やサインにいち早く気づくことができる体制を整えています。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③ 管理職や教職員、スクールカウンセラーが校内を巡回して早期発見に努めています。
- ④ 毎月、職員同士で各学級の情報交換し合える場を設定し、児童の変化やサインに組織的に対応します。

(2) 全児童対象に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握しています。

(3) いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。

(4) 3年生以上の児童を対象に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

(5) 教育相談を実施しています。

- ① 「いじめ調査」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- ② 『いじめ』に関する指導の手引の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(6) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。必要に応じて、加害児童のケアも行います。また、学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。

(7) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

(8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

- ① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
- ② 外部団体と連携し、専門的な立場から子どもへ指導します。
- ③ 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。また、いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。そして、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに付いて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件については、いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している（少なくとも3か月）こととします。また、被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議代表に委員会への参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導に関する情報交換会」を行っています。
 - ① 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎月協議しています。
 - ② 必要に応じて管理職、関係者等を交えて協議を行っています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域関係者や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営委員会協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、四郷地区市民センター、北勢児童相談所等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない取り組みをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 四郷地区交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども未来部こども家庭課
- (5) 男女共同参画課
- (6) 市民生活課 多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。